

平成25年4月から、ご利用の際は受療証が必要になります。

北九州市のはり、きゅう施術の補助事業について

北九州市では、本市国民健康保険の加入者及び市内にお住まいの後期高齢者医療制度加入者を対象に、健康増進を目的とした、『はり、きゅう施術料』の補助を行っています。

<利用回数> 1日1回、1ヶ月に10回まで



<利用料金>

		協定料金	補助額	自己負担額
国保加入者	1術（はり、きゅういずれかひとつ）	2,800円	1,400円	1,400円
	2術（はり、きゅうどちらも施術）	3,100円	1,550円	1,550円
後期高齢者	1術、2術とも	2,000円	1,000円	1,000円

※施術料の半額を補助しますので、残りの半額を窓口でお支払いください。

<利用方法> 保険証と受療証と印鑑を受付に提示して、補助制度の利用を希望することを申し出てください。

※受療証は、お住まいの区の区役所国保年金課で申請し、交付を受けてください。

<利用するにあたっての注意事項>



- ・市の指定するはり、きゅう師から受ける施術に限られます。
- ・マッサージや整体など、はり、きゅう以外の施術で補助を受けることはできません。
- ・補助の対象となるものは、「末しょう神経疾患」、「運動器疾患」に限られます。
- ・医師の同意を得て行う施術（療養費の対象となる施術）を受ける日は、補助事業対象の施術を受けることはできません。
- ・補助対象の施術を行うたびに受療証の裏面に施術担当者から確認印をもらってください（視覚障がいのある「はり、きゅう師」については、確認印の押印を免除しています。）。

